

ふくい食育市民ネットワーク規約

(趣旨)

第1条 この規約は、福井市食育推進計画に基づく市民運動の促進を図るため、ふくい食育市民ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 ネットワークは、本市において食育活動を行う団体、市民グループ又は個人（以下「団体等」という。）をもって組織する。

(会員)

第3条 ネットワークに入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出する。

(事業)

第4条 ネットワークは、次に掲げることを行う。

- (1) 各団体等間の連携・協力体制の確立
- (2) 食育に係る調査研究及び情報提供
- (3) 各団体等間の交流、研修等の企画運営
- (4) 福井市食育推進会議との連携強化
- (5) その他ネットワークの拡大・発展に必要な事業

(役員)

第5条 ネットワークに役員として会長1名及び副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、会員の互選により選出するものとし、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 会長は、会務を統括し、ネットワークを代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 ネットワークの会議は、会長が召集し、議長となる。

- 2 ネットワークの会議は、随時開催し、会員相互の情報共有と意見交換、事業計画及びその推進に関する事項の審議、決定などを行う

(幹事会)

第7条 ネットワークに幹事若干名を置き、役員と共に幹事会を組織する。

- 2 幹事は、会員の中から会長が選出する。
- 3 幹事会は、会議に付議すべき事項を調整する。

(庶務)

第8条 ネットワークの庶務は、農林水産部農政企画課にて行う。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、ネットワークの運営について必要なことは別に定める。

附 則

この規約は、平成20年6月26日から施行する。

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

この規約は、平成31年4月1日から施行する。